

令和3年労働災害発生状況（令和4年2月28日現在）

福島労働基準監督署

令和3年の福島労働基準監督署管内（以下、「当署管内」）における労働災害による休業4日以上
の死傷者数は473人で、令和2年確定値と比較して11人（2.4%）増加しました。

業種別では、「製造業」、「建設業」、「運輸交通業」、「農林業」、「清掃・と畜業」の死傷者数が令和2
年確定値より大きく増加しました。（表1参照）

事故の型別では、可動中の機械等に「はさまれ、巻き込まれ」、社会福祉施設で介護中等での「動作
の反動、無理な動作」、フォークリフトや建設機械等に「激突され」、ハンマーや持っていた資材等が
「飛来、落下」で負傷した災害による死傷者数が令和2年確定値より大きく増加しました。（表2参照）

表1 当署管内の令和3年「業種別」労働災害発生状況（令和4年2月28日現在）

業種別	年・程度別	令和3年		令和2年(確定値)		対前年比	
		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率(%)
全	産 業 合 計	3	473	7	462	11	2.4%
	製 造 業 小 計	1	92	1	76	16	21.1%
	食 料 品 製 造 業	0	27	0	23	4	17.4%
	鉱 業 小 計	0	0	0	0	0	±0.0%
	建 設 業 小 計	0	90	2	79	11	13.9%
	土 木 工 事 業	0	39	1	19	20	105.3%
	建 築 工 事 業	0	38	0	36	2	5.6%
	そ の 他 の 建 設 業	0	13	1	24	-11	-45.8%
	運 輸 交 通 業 小 計	0	53	0	40	13	32.5%
	貨 物 取 扱 業	0	0	0	1	-1	-100.0%
	農 林 業	1	19	2	13	6	46.2%
	畜 産 ・ 水 産 業	0	2	0	1	1	100.0%
	上 記 以 外 の 第 三 次 産 業 小 計	1	217	2	252	-35	-13.9%
	商 業	0	64	1	74	-10	-13.5%
	通 信 業	0	7	0	22	-15	-68.2%
	保 健 衛 生 業	0	69	0	91	-22	-24.2%
	接 客 娛 楽 業	0	20	1	21	-1	-4.8%
	清 掃 ・ と 畜 業	0	20	0	16	4	25.0%
	そ の 他 の 事 業	1	22	0	23	-1	-4.3%

※休業4日以上労働者死傷病報告による。

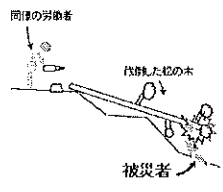
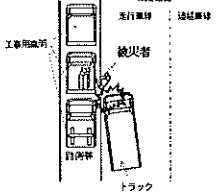
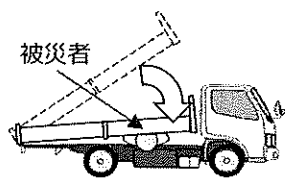
※製造業、上記以外の第三次産業は主要な業種のみ掲載

表2 当署管内の令和3年「事故の型別」労働災害発生状況（令和4年2月28日現在）

事故の型別	年別	令和3年 死傷者	令和2年(確定値) 死傷者	対前年比	
				増減数	増減率(%)
転倒		105	102	3	2.9%
墜落、転落		88	88	0	0.0%
はさまれ、巻き込まれ		39	32	7	21.9%
動作の反動、無理な動作		61	56	5	8.9%
激突され		40	34	6	17.6%
飛来、落下		25	13	12	92.3%
上記以外		115	137	-22	-16.1%

※休業4日以上労働者死傷病報告による。

令和3年福島労働基準監督署管内の死亡災害概要

番号	発生日 発生場所	業種	事故の型 起因物	災害発生状況	略図
1	3月11日 福島市	その他の 林業	激突され 立木	チェーンソーで松を伐倒する作業を被災者と同僚の2名で行った。同僚が被災者に伐倒の合図をしたのみで退避の確認をせずに、松の木を伐倒したところ、退避していなかった被災者に松が激突して死亡した。	
2	10月21日 福島市	警備業	交通事故 トラック	高速道路で、工事用車両を路側帯に停車させて標識撤去作業を行っていたところ、走行車線を走行してきたトラックに、工事用車両から降りた被災者が激突されて死亡した。	
3	11月23日 福島市	その他の 土石製品 製造業	はさまれ、 巻き込まれ トラック	被災者は一人で、ダンプトラックの荷台を上げて、荷台と車台フレームの間でグリスアップ作業を行っていた。被災者は安全棒を立てず、ダンプレバーを固定しないまま作業を行っていたところ、何らかの原因で荷台が降下し、荷台に挟まれて死亡した。	

【災害防止のポイント】

○作業開始前に、作業場所周囲の状況を調査し、労働災害の危険性がないか**作業者全員で確認 (KY 等)** してください。

特に、退避しただろうと思っていたが実際には退避しておらず激突した、路側帯に車が来ないだろうと思っていたが車に激突された等、・・・だろうと思った行動や普段とは異なる行動をして災害が発生する危険についても予め検討し、その対策を講じてください。

○安全に作業を行うことが出来てかつ効率的な作業手順を作成し、労働者に対して作業手順どおりに作業を行うよう周知徹底してください。

なお、効率的な作業手順を作成できない（一手間かかる作業手順）場合には、その手間を省くことで、荷台が降下して挟まれる、機械に巻き込まれる、荷物が落下して手足を負傷する、建設機械に激突される等、どのような労働災害が発生する可能性があるかを、労働者に対して具体的に教育して、作業手順の徹底を図ってください。

○例年、福島市において4月から5月の間に真夏日（最高気温 30 度以上）を記録しておりますので、熱中症予防のために、4 月中に準備を行い、5 月には熱中症予防対策を確実に実施してください。

○事故の型別労働災害発生状況では「転倒」災害が全体の約 22%をしめています。整理整頓の徹底と作業開始前の準備運動を実施して転倒災害を防止してください。

なお、厚生労働省では「STOP!転倒災害プロジェクト」とあわせて「スベッチャダメよ！転倒予防 ムチャしちゃダメよ！腰痛予防」のキャンペーンを実施していますので詳しくは厚生労働省ホームページから確認してください。



「スベッチャダメよ！転倒予防
ムチャしちゃダメよ！腰痛予防」
キャンペーンポスター